平成２３年（フ）第９４６３号
東京都府中市押立町３丁目６－２　ニューライフマンションＣ棟403
債務者　田邉甫実子こと　倉本富美子（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３号
東京都武蔵野市中町２丁目５番４－502号君島ビル
債務者　荒井　和子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８号
北海道帯広市西24条南３丁目66番地１　工藤巌方、住民票上の住所北海道上川郡新得町１条南１丁目９番地
債務者　斉藤　善実
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
北海道帯広市白樺16条東１丁目21番地　ホワイト・バーチ１－３
債務者　高田江里奈（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
愛知県豊橋市牛川薬師町47番地８
債務者　山下　幸茂
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０２３号
神奈川県藤沢市亀井野3304番地　亀井野団地テラス21―216
債務者　西尾眞勇美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５２５号
横浜市泉区和泉町3939番地３　エンゼルハイムいずみ中央第２―403号
債務者　野口　信枝（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８５号
横浜市金沢区並木２丁目７番８―407号
債務者　坂上東起雄
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８７号
横浜市港南区日野中央３丁目37番15号
債務者　西山　桂子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０２号
横浜市泉区和泉町4071番地３
債務者　佐々木直彦
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３６号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目15番42号
債務者　伊藤　大輔
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３７号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目15番42号
債務者　伊藤　ゆか
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５号
静岡県富士市中丸361番地の５　メゾン・ド・とやま202号、前住所静岡県富士市川成島781番地の２、前々住所沖縄県那覇市首里崎山町４丁目74番地
債務者　宮城　和史
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１２９６号
住居所不明、最後の住所横浜市港北区日吉７丁目18番23号
債務者　笹本　康雄
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５号
静岡県湖西市風の杜３番地の３、前住所静岡県湖西市風の杜３番地の２
債務者　ウエハラ　シマブクロ　ベロニカ
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係